

富士市公共下水道総合地震対策計画策定業務委託 特記仕様書

1 適用範囲

- (1) 本特記仕様書は、上記に示す業務（以下「本業務」という）に適用する。
- (2) 本業務は、「契約書」、静岡県「業務委託共通仕様書」によるほか、この特記仕様書に基づき実施しなければならない。

2 業務目的

令和6年能登半島地震による上下水道施設に対する甚大な被害を踏まえ、災害に強く持続可能な上下水道システムの構築に向け、上下水道管路等の耐震化の実施が強く求められている。

富士市公共下水道事業の耐震対策については、平成25年度に策定した「富士市公共下水道総合地震対策計画」に沿って進められており、また、令和7年1月策定の「富士市上下水道耐震化計画」についても当該計画との整合性が図られている。

しかし、能登半島地震により、下水道施設における耐震対策について、解決すべき課題が新たに発生したほか、課題解決の優先順位付けの変化等も発生した。

この変化に対応する「富士市公共下水道総合地震対策計画」の改訂が、国の新たな支援策に対応し、効果的、効率的に富士市公共下水道事業の耐震対策を進めるために必要となっている。

この改訂は、重要な下水道施設の耐震化を図る「防災」、被災を想定して被害の最小化を図る「減災」を組み合わせた総合的な地震対策を推進するための下水道総合地震対策計画と上下水道耐震化計画が一体となった改訂を想定している。

また、東部・西部浄化センターの耐震化においては、老朽化した設備類の改築事業との整合性も必要となることから、ストックマネジメント計画の内容を踏まえた総合地震対策計画の検討をしたい。

本業務は、富士市公共下水道事業における各種計画や、管路施設維持管理業務の一部を組み込み実施中の、富士市終末処理場管理運転等業務（ウォーターPPP）等の内容を踏まえた総合地震対策の検討と計画策定を目的とする。

3 業務内容

(1) 基礎調査

富士市公共下水道総合地震対策計画改訂に必要な内容について調査する。

各種計画（富士市総合計画、下水道関連計画、上水道関連計画、防災関連計画など、上下水道耐震対策業務と関連する計画全般）と連携した下水道総合地震対策計画策定業務により、耐震対策や維持管理の実績データ等を収集・整理し、実際の施設の不具合や耐震対策の状況などを把握する。

(2) 富士市上下水道耐震化計画等を踏まえた富士市公共下水道総合地震対策計画見直し検討

(1)の整理結果を踏まえて、富士市公共下水道総合地震対策計画の見直しの方向性を検討する。検討した方向性に基づき、中長期的な耐震対策事業量、リスクなどの検討結果により、複数の「耐震対策計画案」を作成し、総合的に評価し、当市における最適な耐震対策計画を選定する。併せて、今後収集が必要となる耐震対策や維持管理データ項目についても整理する。

(3) 富士市公共下水道総合地震対策事業に必要な計画書の策定

本業務委託内容に基づき、「下水道事業の手引き」（日本水道新聞社）記載の下水道総合地震対策事業及び下水道基幹施設耐震化事業実施のための計画書等を作成する。

4 契約期間

契約締結の日の翌日から令和8年3月25日まで

5 管理技術者

(1) 資格等

以下の資格のいずれかを有する者とする。

- ・技術士（総合技術管理部門又は上下水道部門）
- ・その他技術士と同等と認められる資格
- ・特別上級技術者（土木学会）
- ・上級技術者（土木学会）
- ・工学博士

(2) 業務等の実績

管理技術者は、過去5年以内に、下記[1][2]のいずれかの実績を有すること。

[1] 上水道施設を対象とした地震対策計画策定委託業務

[2] 下水道施設を対象とした地震対策計画策定委託業務

6 業務計画書

- (1) 受注者は、「共通仕様書」第1112条に基づき業務計画書を作成し、担当職員に提出しなければならない。
- (2) 実施方針には、本業務の実施体制として、担当技術者の配置計画等を記載するものとする。
- (3) 本業務は発注工事情報や予定価格等に関する情報に接することから、高度な機密保持の体制が求められる。この趣旨を踏まえ、業務実施場所及び業務実施室のセキュリティー対策について業務計画書に記載するものとする。
- (4) 受注者は業務計画書の内容を変更する場合は、理由を明確にした上、その都度、担当職員に変更業務計画書を提出しなければならない。

7 配置技術者の確認について

(1) 業務計画書における立場・役割の明確化

- ア 受注者は、業務計画書（共通仕様書1112条）の業務組織計画に配置技術者の立場・役割を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- イ 発注者は、業務計画書の受理に際し、配置技術者の立場・役割を確認する。

(2) 業務実績情報システム（テクリス）（以下「テクリス」とする）完了登録時の確認の徹底

- ア 受注者は、テクリス完了登録の「登録のための確認のお願い」のメールに加え、配置技術者本人の登録に関する認識を確認するため、「登録のための確認のお願い」に各技術者の署名を付したものを別途発注担当者に提出するものとする。
- イ 発注者は、配置技術者に関して、業務計画書（変更を含む）と「登録のための確認のお願い」を照らし合わせて確認するものとする。

(3) 技術者の登録要件と確認

ア テクリスに登録できる技術者については、以下のとおりとする。

- ①業務打合せ（電話等打合せを含む）において、担当職員と業務に関する報告・連絡・調整等を行い、当該業務に携わっていることが明確な技術者
- ②現地作業が主となる技術者においては、現地作業を実施していることを写真等で確認できる者

イ テクリスに登録できる技術者については、業務完了までに、受発注者双方の確認の上、確定するものとする。

(4) 配置技術者が業務に従事した事実を確認できなかった場合の措置

業務完了後に、業務計画書に記載された配置技術者のいずれかが当該業務に従事していないことが明らかとなった場合は、厳重な措置を講ずる。また、配置技術者以外がテクリスへ完了登録された場合についても、同様の措置を講ずるものとする。

8 情報共有システム（ASP）

本業務の実施にあたり、情報共有システム（ASP）を活用するものとする。使用する情報共有システムは、「業務履行中における受発注者間の情報共有システム機能要件（最新版）」に示す機能等を有しているものとし、契約後速やかに受注者が使用するシステムについて、発注者担当職員と協議すること。

以下のガイドライン等を参考にすること。

国土交通省「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」

富士市 「富士市における情報共有システム活用要領」

富士市 「富士市における情報共有システム活用の手引き」

9 資料の貸与

本業務の履行に必要な次の資料を貸与するものとする。

なお、受注者は、貸与された資料については、業務の目的以外に複写、使用してはならない。

- ・各種業務成果 1式
- ・その他行政資料

10 打合せ

「共通仕様書」1111条に示す打合せは次のとおりとする。

(1) 業務打合せ

業務の実施にあたり、監督員と管理技術者は、業務着手時及び業務完了時に打合せを実施する。なお、中間打合せは2回計上している。

(2) ウィークリースタンスの実施

静岡県「監理タイムマネジメント実施要領」に基づき、業務着手時の打合せにおいて、設定項目について受発注者相互で確認・調整し、議事録に記載すること。

1 1 旅費交通費

本業務において打合せ、現地調査にかかる旅費交通費は直接人件費の設計業務等標準積算基準書（調査・計画業務）の率を使用して計上している。なお契約変更によって、直接人件費の増減があった場合の旅費交通費においては変更後の直接人件費に対し率を乗じた額により計上する。ただし、変更によって宿泊が生じた場合は対象外とする。

1 2 成果物

成果物は「共通仕様書」第 1210 条によるものとし、その内容において、誤字・脱字、計算間違い、適用基準の間違い、入力間違い等に十分注意すること。

1 3 再委託

本業務について、主たる部分の再委託は認めない。また、主たる部分を除く再委託（軽微なものを除く）であっても、再委託の額が全体の概ね 3 分の 1 以上となる場合は、再委託を認めない。本業務における「主たる部分」及び「軽微なもの」は以下のとおりである。

(1) 主たる部分

- ・本業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断

(2) 軽微なもの

- ・コピー、印刷、製本、資料の収集・単純な集計、速記録の作成、翻訳、トレース、模型製作、計算処理（単純な計算処理に限る）、データ入力、アンケート票の配布、収集及び単純計算

1 4 業務で必要とするパソコン等の取り扱いについて

業務で必要とするパソコン、国、静岡県、本市の各種共通仕様書、その他業務に必要な図書等については、受注者で準備するものとする。

また、本業務において使用するパソコン、CADを含めたソフトウェアに要する費用等については、電算機器使用経費として計上している。なお契約変更によって直接人件費の増減があった場合の電算機器使用経費においては変更後の直接人件費に対し、率を乗じた額により計上する。パソコン及びソフトウェア等に関しては、本業務が実施可能なものを受注者の責任で選定するものとする。

1 5 関係法令及び条例等の遵守

共通仕様書第 1118 条により、受注者は、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

1 6 保険加入

受注者は、共通仕様書第 1139 条に示されている保険に加入旨を業務計画書に明示すること。ただし、監督員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

1 7 疑義

本業務履行中に疑義を生じた場合又は記載なき事項については、監督員と受注者との協議によるものとする。